

介護予防・日常生活支援総合事業説明会

第2部・第3部

本日の内容

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業について
- 2 契約書等の変更について
- 3 定款・運営規程等について
- 4 介護事業者の指定等について
- 5 単価・請求及びサービスコードについて

介護予防・日常生活支援 総合事業について

地域支援事業の全体像

<現行>

<見直し後>

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

【財源構成】

- 国 39.0%
- 都道府県 19.5%
- 市町村 19.5%
- 1号保険料 22%

地域支援事業

地域支援事業

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

- 訪問看護、福祉用具等
- 訪問介護、通所介護

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- ・ 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・ 訪問型サービス
 - ・ 通所型サービス
 - ・ 生活支援サービス(配食等)
 - ・ 介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

平成29年4月から全ての市町村で実施

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携推進事業**
- **認知症施策推進事業** (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援体制整備事業** (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

(1) 介護予防・生活支援サービス事業 (サービス事業)

○対象者は、制度改正前の要支援者に相当する方

- ①要支援認定を受けた方
- ②基本チェックリスト該当者(事業対象者)

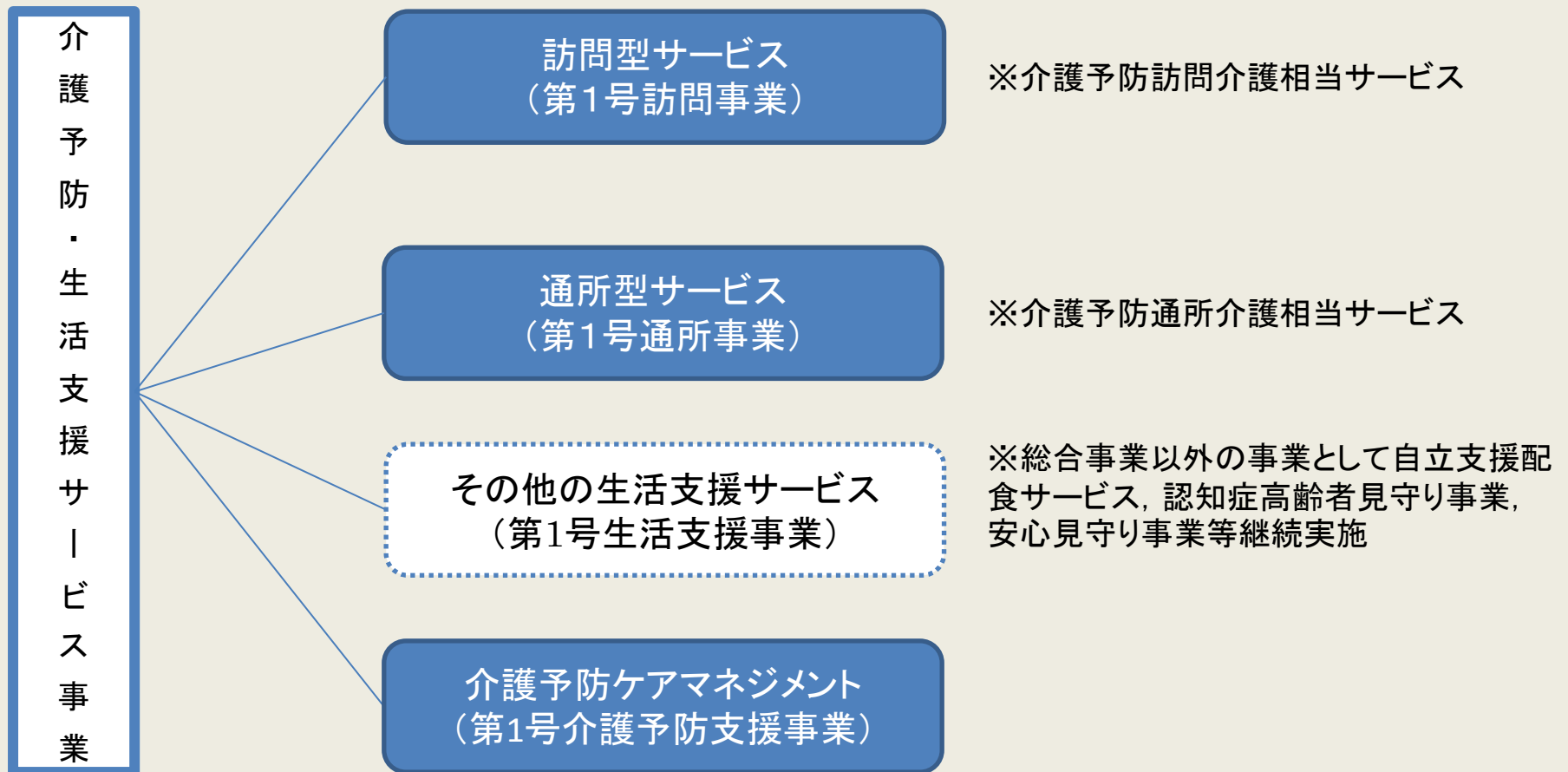
事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

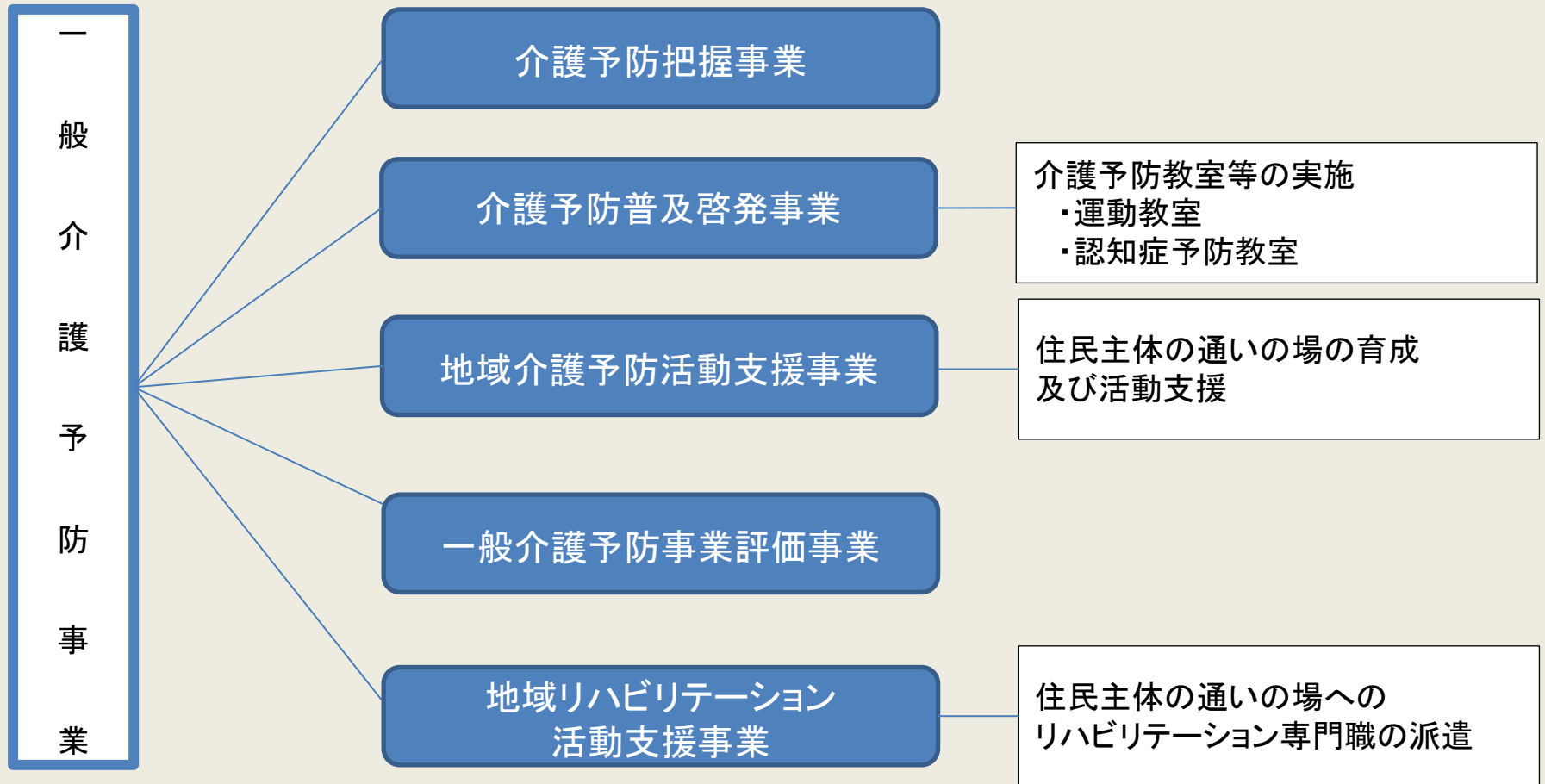
○対象者は、第1号被保険者の全ての方及びその支援のための活動に関わる方

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

旭川市の介護予防・日常生活支援総合事業の構成①



旭川市の介護予防・日常生活支援総合事業の構成②



旭川市の総合事業への移行について①

【移行時期】

平成29年4月1日

【移行内容】

旭川市では、現行の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を総合事業に移行し、現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスを実施します。

平成29年4月1日から、全ての介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、訪問型サービス及び通所型サービスに移行します。



平成29年4月以降は、現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、総合事業によるサービスとして提供することになります。

旭川市の総合事業への移行について②

平成29年3月31日まで

介護給付のサービス（要介護1～5）

予防給付のサービス（要支援1・2）

福祉用具貸与，訪問看護，
通所リハビリテーションなど

介護予防訪問介護
介護予防通所介護

介護予防事業

平成29年4月1日から

介護給付のサービス（要介護1～5）

予防給付のサービス（要支援1・2）

福祉用具貸与，訪問看護，
通所リハビリテーションなど

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業
（要支援1・2，事業対象者）

訪問型サービス
通所型サービス

総合事業の一般介護予防事業

※認定の有効期間が平成29年9月30日までの場合

H29.4.1

H29.10.1

要支援認定者

要支援認定者 or 事業対象者

◆サービス種別

予防給付

介護予防訪問介護

介護予防通所介護

介護予防支援

介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス(第1号訪問事業)

通所型サービス(第1号通所事業)

介護予防支援 or 第1号介護予防支援事業 ※

※訪問型サービス及び通所型サービスのみを利用→第1号介護予防支援事業

※訪問型サービス及び通所型サービスのほか、予防給付を受ける→介護予防支援

利用者負担や事業所の指定基準，単価・加算等はこれまでと変わりません。

介護予防・日常生活支援サービス事業の利用対象者

- 1 要支援認定を受けている方
- 2 事業対象者(65歳以上で要支援認定者に相当する状態の方(※1))

※1「要支援認定者に相当する状態の方」とは

(1)要支援認定の有効期間が満了となる場合

平成29年3月31日以後に認定の有効期間が満了となる要支援1・2の方のうち、有効期間満了後に要支援・要介護認定を受けずに、訪問型サービス、通所型サービスのみの利用を希望する方で基本チェックリスト(※2)に該当した方

※要支援認定の有効期間が満了する方は、これまでと同様に更新申請を行うこともできます。

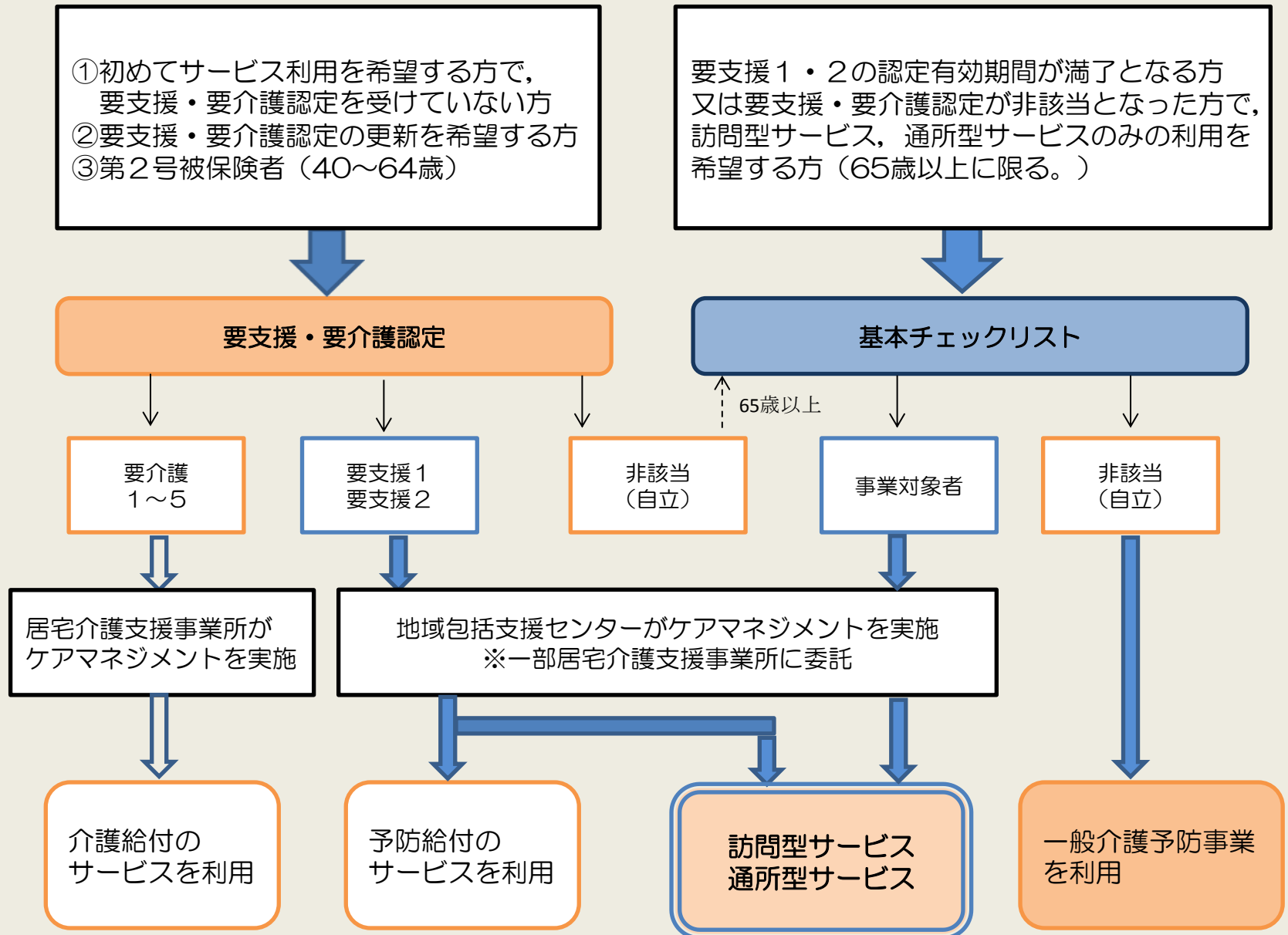
(2)要支援・要介護認定が非該当となった場合

平成29年4月1日以後に要支援・要介護認定が非該当となった方のうち、訪問型サービス又は通所型サービスのみの利用を希望する方で基本チェックリストに該当した方

※2「基本チェックリスト」とは

25項目の質問に答えることにより、生活機能や身体の状態を知ることができます。基本チェックリストにより生活機能の低下が確認された方が対象となります。

利用の流れ



総合事業の支給限度基準額及び給付管理

総合事業においても、予防給付と一体的に給付管理を行うため、事業対象者についても支給限度基準額を設定し、負担割合等についても次のとおりとします。

- ① 総合事業においても、介護保険負担割合証の割合に応じた自己負担とします。
- ② 総合事業においても、現行の高額介護予防サービス費等に相当する事業を実施します。
- ③ 総合事業においても、支給の制限等が適用されます。

介護保険被保険者証に記載されている 要介護状態等区分	支給限度基準額	認定期間
事業対象者	5,003単位(新設)	なし ※1年ごとに基本チェックリスト による確認は必要
要支援1	5,003単位(現行と同じ)	更新の場合, 最大24か月 新規・区分変更は現行と同じ
要支援2	10,473単位(現行と同じ)	更新の場合, 最大24か月 新規・区分変更は現行と同じ

契約書等の変更について

利用者との契約について①

総合事業のサービス提供等に当たっては、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要となります。

現在の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の提供に係る契約は「介護予防訪問(通所)介護の提供」に関する事項であるため、総合事業には適用されません。

また、介護予防支援等、総合事業の移行に係り、変更となるサービス名称等についても読替え等が必要になる場合があります。



平成29年4月1日までに、契約や重要事項説明書の変更等の手続が必要です。

各事業所で適切な方法により説明を行い、契約の変更及び重要事項について利用者の同意を得ること等が必要となります。

<対応例>

- ①変更契約書を作成し、改めて説明等を行い、利用者等の署名・捺印を求める。
- ②契約書・重要事項説明書の変更箇所について別紙等を作成し、改めて説明を行い、利用者等の署名・捺印を求める。

○変更契約に当たって文案を例示しますが、原契約書の規定との整合が必要であって、文案をそのまま用いることができないことがあること、利用者に対する変更内容の説明を省略させるものではないこと等に留意してください。

○文案は例示であって、この文案により損害等が生じることがあっても市がその責めを負うものではありません。

利用者との契約について②

<読替規定の例示>

介護予防訪問介護 → 総合事業において実施される従来の介護予防訪問介護相当のサービス

利用者の保険者である旭川市が介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合には、本契約中「介護予防訪問介護」とあるのは、「第1号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の介護保険法の規定による介護予防訪問介護に相当するものをいう。)」と読み替えるものとする。

介護予防通所介護 → 総合事業において実施される従来の介護予防通所介護相当のサービス

利用者の保険者である旭川市が介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合には、本契約中「介護予防通所介護」とあるのは、「第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の介護保険法の規定による介護予防通所介護に相当するものをいう。)」と読み替えるものとする。

※その他 読替えの参考例

①介護予防支援 → 介護予防支援又は第1号介護予防支援事業

②介護予防サービス計画 → 介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援事業に係るケアプラン

定款・運営規程等について

定款・運営規程等について

事業が追加になるため、定款・運営規程等の変更が適当であると考えます。

◆定款記載例：介護保険法に基づく第1号(訪問・通所・介護予防支援)事業
↑全ての法人の定款にはあてはまらないので、詳細については各所轄庁に御相談ください。



定款や運営規程等を変更した場合は、指定事業者の指定に係る変更届等を変更のあった日から10日以内に指導監査課に提出してください。

※10日以内に提出ができない場合は、遅延理由書を併せて提出してください。

介護事業者の指定等について

指定事業者の指定について

1 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業所

総合事業の指定については、平成30年3月31日までみなし指定を受けているため、平成29年4月開始時は指定の申請は必要ありません。

平成30年4月に指定の更新の申請が必要になります。

2 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所

みなし指定の対象にはなりません。

総合事業の指定を希望する場合は、新たに指定の申請をする必要があります。

申請の受付は平成29年2月1日から開始します。

※総合事業の指定における注意点①

みなし指定は全市町村に効力が及びますが、総合事業に係る事業所指定は、旭川市の被保険者及び住所地特例者のみに効力を有します。

旭川市に所在する事業所が、旭川市以外の要支援認定者・事業対象者(住所地特例対象者を除く。)に総合事業のサービスを提供する場合は、当該保険者市区町村の指定を受ける必要があります。

※総合事業の指定における注意点②

平成30年3月31日までは、要支援認定者の認定更新時に随時総合事業に移行する自治体があるため、当該自治体の被保険者(要支援認定者)へのサービス提供には介護予防訪問(通所)介護の指定が必要になります。

他自治体の利用者にサービスを提供している場合は、当該自治体に確認し、適切に指定の更新等を行ってください。

※指定に関する手続の書類や受付期間等については、別途、ホームページでお知らせします。

指定事業者の手続について

	指定	受付	手続	手数料
新たに総合事業に係る指定を受ける場合	平成29年4月1日までに総合事業に係る指定を受けることが必要	平成29年2月1日から受付を開始	現在と同様の手続	現在と同様の手数料を予定
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている場合			平成29年4月の手続に限り、可能な限り添付書類を省略可能とすることを予定。 平成29年4月の手続に限り、手数料は免除を予定	
平成27年4月1日前に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けていた場合	平成30年4月1日までに総合事業に係る指定の更新を受けることが必要	改めてお知らせします。	平成30年4月の手続に限り、可能な限り添付書類を省略可能とすることを予定。 平成30年4月の手続に限り、手数料は免除を予定	

指定の期間及び更新について

1 指定の有効期間

総合事業の指定の有効期間は原則6年間とします。

ただし、みなし指定の効力は平成30年3月31日までとされているため、みなし指定事業者については、平成30年3月31日までに指定の更新をする必要があります。

2 指定居宅サービス事業者等の指定を受けている場合

次の条件を満たす事業者については、指定訪問介護事業及び指定通所介護事業又は指定地域密着型通所介護事業に係る指定の期間の終期までを指定の期間とすることができます。

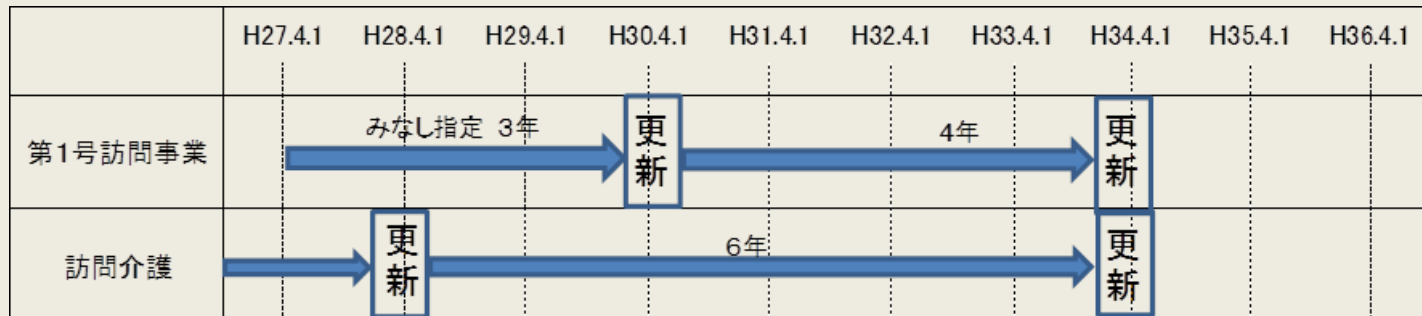
(1) 訪問型サービスの指定事業者

指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、指定訪問介護の事業と同一の事業所において一体的に運営されていること。

(2) 通所型サービスの指定事業者

指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を受け、かつ、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業と同一の事業所において一体的に運営されていること。

(例)



単価・請求及び サービスコードについて

総合事業における単価と請求方法

現行の介護予防訪問(通所)介護に相当するサービスは請求も現行と同じ

- ◆現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の内容を総合事業のサービスとして実施するものであり、単価及び請求の方法に変更はありません。
- ◆費用の1割(一定以上の所得の方は2割)を利用者から徴収し、国民健康保険団体連合会経由で請求することには変わりはありません。
- ◆ただし、サービスコードは総合事業専用のコードとなりますので、平成29年4月利用分から新コードで請求してください(次ページ参照)。

単価・加算の要件も現行と同じ(1か月当たりの包括単位)

サービス種類	対象	単位	
訪問型サービス費Ⅰ	要支援1・2, 事業対象者	週1回程度	1, 168単位/月
訪問型サービス費Ⅱ	要支援1・2, 事業対象者	週2回程度	2, 335単位/月
訪問型サービス費Ⅲ	要支援2	週2回程度超	3, 704単位/月
通所型サービス費Ⅰ	要支援1, 事業対象者		1, 647単位/月
通所型サービス費Ⅱ	要支援2		3, 377単位/月

総合事業におけるサービスコード

<訪問型サービス>

	サービスコード
平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者(みなし指定事業者)	A1
平成29年4月1日以降に第1号訪問事業に係る指定を受けた事業所	A2

<通所型サービス>

	サービスコード
平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業者(みなし指定事業者)	A5
平成29年4月1日以降に第1号通所事業に係る指定を受けた事業所	A6

<介護予防支援及び第1号介護予防支援事業>

	サービスコード
予防給付のサービスを利用又は予防給付と総合事業のサービスを利用した場合	46
総合事業のサービスのみを利用した場合	AF

※

※注意！ ケアマネジメントに係るサービスコードは、利用者がその月に利用したサービス内容によって変わります。

状態区分別一覧

		認定を受けていない 一般高齢者	事業対象者	要支援1・2		要介護1～5
			総合事業の サービスのみを 利用	総合事業の サービスのみを 利用	予防給付の サービスを利用	介護給付の サービスを利用
利用の可否	介護給付	×	×	×	×	○
	予防給付	×	×	未利用	○	×
	総合事業	×	○	○	○	×
	一般介護予防事業	○	○	○	○	○
支給限度基準額		—	5,003単位	要支援1 要支援2	5,003単位 10,473単位	16,692単位 ～36,065単位
ケアプラン		—	介護予防ケアマネジメント		介護予防 サービス計画	居宅サービス計画
ケアプラン作成事業所		—	地域包括支援センター		指定介護予防 支援事業所	指定居宅介護 支援事業所
居宅介護支援事業所への委託の可否		—	○	○	○	—
報酬等請求先		—	国民健康保険団体連合会(現行と同様)			

質問事項について

旭川市ホームページの説明会資料掲載ページに質問票がありますので、質問を記入し、FAX又は電子メールで介護高齢課に送付してください。電話による質問は受け付けません。

後日、Q&Aを旭川市ホームページに掲載します。

◆FAX番号 → 0166-29-6404

◆メール → kaigokourei@city.asahikawa.hokkaido.jp

